

令和5年11月27日

第11回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和5年11月27日(月) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員
4. 欠席委員 (推進委員1名) 谷脇(督)委員
5. 出席職員 (事務局3名) 岡田局長 徳永主幹 大崎係長
6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和5年第11回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>岡田局長</p> <p>本日は13番谷脇（督）委員から欠席の連絡をいただいています。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>思いがけない雨となり、足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。ご審議のほどよろしくお祈いします。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は14番 森光委員、15番 谷岡委員、よろしくお祈いいたします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>徳永主幹</p> <p>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p> <p>徳永主幹</p> <p>補足説明をします。</p> <p>番号1について、譲受人は、ししとう、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日、妻が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号2については、経営面積はありませんが、別世帯の父親の農地で耕作をしているそうです。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。</p>

	<p>農作業については、譲受人が350日、妻が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
意 見	<p>4番 鍋島委員</p> <p>番号1ですが、申請地の横に家があり、その家をリフォームして譲受人が住むようです。隣にある申請地が荒れているので購入するとの事で、問題はありません。番号2は、付近の山を購入し、木を刈りたいと相談したところ、申請地も購入して欲しいという話になったため、買うことにしたようです。問題はありません。</p> <p>9番 森田委員</p> <p>番号2の土地は何か利用するのでしょうか。</p> <p>徳永主幹</p> <p>申請通り、取得後は野菜を作るそうです。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条、『委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』に該当しますので、15番谷岡委員は退席をお願いします。</p>

	— 休憩 —
議 長	中西会長 再開します。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第31条に該当）議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永主幹 補足説明をします。 番号1について、譲受人は、米を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は米を栽培することによって、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	14番 森光委員 申請地は田であり、問題はありません。 中西会長 譲渡人は、自分の所有している土地を処分している最中であり、もともと申請地を耕作していた譲受人に譲渡したいという事で申請になったそうです。
審 議	中西会長 皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（農業委員会等に関する法律第31条に該当）は、許可することに決定いたします。審議が終わりましたので、15番 谷岡委員には席に戻っていただきます。</p> <p>— 休憩 —</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>再開します。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>徳永主幹</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>徳永主幹</p> <p>補足説明します。</p> <p>まず、農地の区分については、申請地は10ha以上の集団の広がりのある第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号に規定される集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に当てはまると考えられます。</p> <p>申請地目は2筆が田、3筆が畑となっております。</p> <p>目的は宅地を造成し注文住宅を建築するもので、申請地は津波の心配がなく、大型店舗にも近く、利便性が良く需要が見込まれるため、やむを得ないものと認められます。なお、宅地分譲を目的とした農地転用については、転用後の建築が不確実で、土地の遊休化を招く恐れがあるため禁止されていますが、本案件は土地売買契約書の案が提出されており、譲受人が建築を行う旨を確認でき、特定建築条件付き宅地分譲にあたることから、認めることができると判断されます。</p> <p>資力及び信用については、土地取得費〇〇万円、土地造成費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計〇〇万円を自己資金により整備する計画であり、預貯金通帳の写しも提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可日から令和8年12月31日となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性について、転用面積270.91㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>造成計画については、区画ごとに最大2メートルの盛土を行い造成します。整地計画は、各区画を碎石にて整地を行います。また排水計画について、全面水路及び集水柵を経て及</p>

	<p>び南側市水路に排水する計画です。生活排水については家庭雑排水については埋設した排水 水管により合併浄化槽を経て南側市水路へ排水します。占用許可については管理課である 建設課に確認しています。</p> <p>進入計画については、北側県道から、進入する計画です。</p> <p>なお、周辺農地への影響については、申請地、東側および南側の農地所有者から同意が 得られており問題ないものと判断します。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
意 見	<p>10番 堅田委員</p> <p>現地を確認してきました。畑や家があった土地ですが、家を壊して埋め立てて整地して いますが、よいのでしょうか。</p>
	<p>徳永主幹</p> <p>整地されている部分は雑種地等であり、申請のあった農地部分に関しては埋め立てされ ていない部分になります。</p> <p>中西会長</p> <p>他に何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意 見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める こととして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議に ついて は、農地法第5条3項の規定により、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会 ネットワーク機構に意見を求めることとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたし ます。事務局より説明をお願いします。</p>

議案説明	大崎係長 【整理番号R 5 - 2 0 から R 5 - 2 8 について別冊をもとに朗読】
補足説明	大崎係長 利用権設定等の補足説明をします。 整理番号 R 5 - 2 0 について、借受人の主たる経営作物はしょうがで、構成員は 3 人、内 3 人が専従者となっております。整理番号 R 5 - 2 1 について、借受人の主たる経営作物はきゅうりで、構成員は 2 人、内 2 人が専従者となっております。整理番号 R 5 - 2 2 から整理番号 R 5 - 2 8 について借受人は同一で、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は 7 人、内 7 人が専従者となっております。 基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなり、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。基本構想の第 5 の 1 (8)、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意についてですが、R 5 - 2 7 はその存続期間が 2 0 年を超えず、所有権を有する者 4 名の内 2 名の同意を得られており、R 5 - 2 8 もその存続期間が 2 0 年を超えず、所有権を有する者 4 名の内 2 名の同意を得られており、共に対象農地の 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていることから、この要件につきましても適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第 4 号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。

報告事項	<p>徳永主幹</p> <p>【報告事項[1] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について 議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>中西会長</p>
	<p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。</p>
その他	<p>岡田局長</p>
	<p>農委業委員、農地利用最適化推進委員の募集について</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p>
	<p>他に何かございませんか。ないようでしたら、以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 午後 2時40分</p>
	<p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p>
	<p style="text-align: center;">議長</p>
	<p style="text-align: center;">14 番</p>
	<p style="text-align: center;">15 番</p>